失効した知事指定薬物(令和7年10月17日石川県告示第339号)

1 知事指定薬物の名称等

No.	知事指定楽物の名 通 称 名	一般名(告示名)	構造式
1	1Bz-LSD	(8R) - 1 - ベンゾイル - N, N - ジエチル - 6 - メチル - 9, 10 - ジデヒドロエルゴリン - 8 - カルボキシアミド及びその塩類	
2	NBoc-DMT、 NB-DMT	tertーブチル 3ー[2ー(ジメチルアミノ)エチル]インドールー1ーカルボキシレート及びその塩類	
3	Methylaminore x, para-fluoro	(4S, 5S) -5-(4-フルオロフェニル) -4-メチル-4, 5-ジヒドロオキサゾール-2-アミン、(4R, 5R) -5-(4-フルオロフェニル) -4-メチル-4, 5-ジヒドロオキサゾール-2-アミン及びそれらの塩類	NH ₂

2 失効の理由 当該知事指定薬物が条例第2条第1項第5号に掲げる薬物に該当すると認められるに至ったため

3 失効の日 令和7年9月8日

4 罰則の適用

条例第24条から第28条までの規定は、上記の知事指定薬物の指定がその効力を失う前にした当該知事指定薬物に係る行為についても、適用する。